

魚津市告示第24号

魚津市風しん抗体検査事業実施要綱を次のように定める。

平成31年3月19日

魚津市長 村椿 晃

魚津市風しん抗体検査事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、風しんの抗体保有率が低い年齢層の男性を対象に、風しん抗体検査に係る費用を助成し、抗体保有状況の確認と抗体価が不十分な場合に風しん予防接種の勧奨を行うことで、妊娠中の女性の風しん感染による先天性風しん症候群の発生を防止することを目的とする。

(対象者)

第2条 抗体検査の対象者は、魚津市に住民登録がある昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性とする。ただし、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

(実施方法)

第3条 抗体検査方法と風しん予防接種の対象となる風しん抗体価は、別表第1のとおりとする。

(実施機関)

第4条 検査実施機関は、公益社団法人日本医師会に属する医療機関または健診機関等（以下「実施機関」という。）とする。

(検査費用)

第5条 抗体検査にかかる費用は別表第2のとおりとし、魚津市が代行機関である国民健康保険団体連合会を通して実施機関に支払うものとする。

2 前項の費用のほか、事務手数料として1件当たり300円を国民健康保険団体連合会に支払うこととする。

(自己負担額)

第6条 抗体検査を受ける者の自己負担額は、無料とする。

(助成回数)

第7条 抗体検査の助成回数は、一人につき1回とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

測定キット名	検査方法	抗体価（単位等）
風疹ウイルスHI試薬「生研」	赤血球凝集抑制法（HI法）	8倍以下（希釈倍率）
R-HI「生研」	赤血球凝集抑制法（HI法）	8倍以下（希釈倍率）
ウイルス抗体EIA「生研」ルベラIgG	酵素免疫法（EIA法）	6.0未満（EIA価）
エンザイグノストB風疹/IgG	酵素免疫法（EIA法）	15未満（国際単位（IU）/ml）
バイダスアッセイキットRUB IgG	蛍光酵素免疫法（ELFA法）	25未満（国際単位（IU）/ml）
ランピアラテックスRUBELLA	ラテックス免疫比濁法（LTI法）	15未満（国際単位（IU）/ml）
アクセスルベラIgG	化学発光酵素免疫法（CLEIA法）	20未満（国際単位（IU）/ml）
i-アッセイCL風疹IgG	化学発光酵素免疫法（CLEIA法）	11未満（抗体価）
BioPlex MMRV IgG	蛍光免疫測定法（FIA法）	1.5未満（抗体価A1※）
BioPlex ToRC IgG	蛍光免疫測定法（FIA法）	15未満（国際単位（IU）/ml）

※製造企業が独自に調整した抗体価単位

別表第2（第5条関係）

検査の実施機会	1人1回当たりの額	
	HI法、LTI法	EIA法、ELFA法、CLEIA法、FIA法
健診等の機会に行う場合	1,393円	2,894円
月～金曜日午前8時から午後6時までの間、または土曜日午前8時から正午までの間に医療機関を受診して行う場合（休日※の除く）	5,324円	6,825円
上記以外の時間に医療機関を受診して行う場合（休日※を除く）	5,864円	7,365円

※日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで

附 則

(施行日)

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。